448 雨量の少ない農村地域で進める火災予防の取組

取組主体【掲載年】	法人番号	事業者の種類【業種】	実施地域
吉野川北岸土地改良区 【平成 29 年】	4700150057798	その他事業者 【農業, 林業】	徳島県

- 徳島県の吉野川北岸土地改良区は、約70 kmにも及ぶ幹線水路 に流れる農業用水を防火用水として活用できるよう取り組み、 受益地内の消防署と覚書を交わしている。
- 吉野川北岸地区は「月夜にひばりが足を焼く」(水不足で夜になっても土が焼けたまま熱い)という諺が残っている程、県下で最も年間雨量の少ない地域であるため、「農業用水の水は消火に使えない」というのが消防署の共通認識であった。しかしながら、消防水源が不足していることを踏まえ、同土地改良区で



▲避難訓練の様子

- は、平成 15 年に受益地内の各消防署(5箇所)の地域ごとに対応した「防災マップ」を作成し、消防署、地元消防団、関係市町、関連団体合同の防災会議を開き、緊急時に利用できる施設の現地調査を行った。その後、各消防署と防火用水として使用することの「覚え書き」を交わし緊急時に備えている。
- 消防署との「覚え書き」により、農業用施設の必要性が再認識され、消防署が行う巡回箇所として 改良区が管理する水利施設が組み入れられた。 また、施設の保全と災害を未然に防ぐことを目的と して「土地改良区施設巡回に関する協定」を結ぶ事に発展した。